

協議第3号

合併協議項目の一部見直し(案)について

合併協議項目の一部見直し(案)について提案する。

平成16年3月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

## 合併協議項目の一部見直し(案)について

### 1. 協議項目から削除しようとする項目

#### 12 特別職の職員の身分の取扱い

(理由) 本協議項目は、編入合併により失職する2村の常勤の特別職について、その経験を新市の中で活かすこと及び地域住民に安心感を与え新市の一体化に資することを目的として、第8回合併協議会に提案したものであるが、「2村の特別職の身分を保証するものであり適当ではない」との議論が多く交わされ、継続協議となったものである。

「身分の取扱い」という案件の性格上、具体的な取扱いを調整案とすることができず、住民に誤解を与えかねないこと。また、今国会に、特別職に関わる項目も含まれている合併関連法案が提案され、さらに誤解を招くおそれもあることから、第8回の協議の状況を考え、本協議項目を削除することとする。

### 2. 協議を省略しようとする項目

#### 16 使用料・手数料等の取扱い

#### 17 公共的団体等の取扱い

#### 18 補助金・交付金等の取扱い

(理由) 各協議項目で協議する上記の内容については、本協議項目において一覧で表し、確認の意味を含め提案することとしていたが、再度協議を行うような形になってしまうため、円滑な協議運営を考え、本協議項目の協議を省略することとする。

### 3. 協議項目を統合しようとする項目

#### 26-3-5 高齢者福祉関係

#### 26-3-6 障害者福祉関係

26-3-5 高齢者・障害者福祉関係 (26-3-6 は欠番)

(理由) 本協議項目の中には、高齢者と障害者の両者を対象とする同一の事業が多く、内容が重複することから、円滑な協議運営を考え、協議項目を統合することとする。

#### 26-6-4 社会教育関係

#### 26-6-5 スポーツ関係

26-6-4 社会教育・スポーツ関係 (26-6-5 は欠番)

(理由) スポーツの振興は、社会教育及び生涯学習等とも深く関わりがあり、別々に協議することは適当でないことから、円滑な協議運営を考え、協議項目を統合することとする。